

資料編

次世代育成支援地域行動計画策定協議会設置要綱

東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会設置要綱

次世代育成支援懇談会の開催

次世代育成支援懇談会設置要綱

次世代育成支援地域行動計画策定協議会設置要綱

平成15年12月17日
15福子計第1341号
福祉局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、関係各局の連携のもと、次世代育成支援対策の推進に必要な次世代育成支援地域行動計画(以下、「地域行動計画」という。)を策定するため、次世代育成支援地域行動計画策定協議会(以下、「策定協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定協議会は、以下の事項を所掌する。

- (1) 地域行動計画の策定に関すること。
- (2) 地域行動計画策定における関係各局間の連携・調整・情報交換に関すること。
- (3) その他、地域行動計画策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

(委員長)

第4 策定協議会に委員長を置き、福祉保健局長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は策定協議会の会務を総括し、策定協議会を代表する。
- 3 委員長は、その職務をあらかじめ指名する者に行わせることができる。

(策定協議会の開催)

第5 策定協議会は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第6 策定協議会は、委員以外の者から意見を求めることができる。

2 委員長は必要があると認めるときは、第3に挙げる者のほか、所掌事項に関係のある者に策定協議会の出席及び意見を求めることができる。

(幹事会)

第7 策定協議会は必要に応じ、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事会に幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は福祉保健局参事（次世代育成担当）とする。
- 5 幹事会は、策定協議会が定める事項について調査・検討する。

（幹事会の招集）

第8 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要があると認めたときは、関係者に幹事会の出席及び意見を求めることができる。

（事務局）

第9 策定協議会の円滑な運営を図るため、福祉保健局少子社会対策部計画課に事務局を置く。

（雑則）

第10 この要綱で定めるもののほか、策定協議会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

別表 1

次世代育成支援地域行動計画策定協議会委員

局名	職名
知事本局	企画調整部長
生活文化局	都民生活部長
都市整備局	住宅政策担当部長 都市基盤部長
福祉保健局	福祉保健局長（委員長） 福祉保健局企画担当部長 生活福祉部長 福祉保健局参事（次世代育成担当） 少子社会対策部長 医療政策部長 保健政策部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	交通局参事
教育庁	教育庁参事 指導部長 生涯学習スポーツ部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

別表 2

次世代育成支援地域行動計画策定協議会幹事会委員

局 名	職 名
知事本局	企画調整部副参事(調整担当) 青少年育成総合対策部青少年育成総合対策担当課長
生活文化局	総務部企画担当課長 都民生活部男女平等参画・青少年対策室 男女平等参画担当課長 都民生活部副参事(心の東京革命推進担当)
都市整備局	住宅政策推進部住宅政策課長 都市基盤部交通企画課長
福祉保健局	少子社会対策部長 福祉保健局参事(次世代育成担当)(幹事長) 総務部総務課長 総務部企画課長 総務部計理課長 生活福祉部地域福祉推進課長 生活福祉部副参事(地域支援担当) 少子社会対策部計画課長 少子社会対策部育成支援課長 少子社会対策部子育て支援課長 少子社会対策部子ども医療課長 少子社会対策部副参事(次世代育成担当) 障害者施策推進部計画課長 障害者施策推進部精神保健福祉課長 保健政策部健康推進課長 医療政策部救急医療課長
産業労働局	雇用就業部労働環境課長
建設局	総務部企画調整課長
交通局	総務部総合計画課長
教育庁	総務部教育政策室政策担当課長 指導部教育計画担当課長 生涯学習スポーツ部計画課長
警視庁	交通部交通総務課課長代理(管理担当) 生活安全部生活安全総務課課長代理(生活安全対策担当) 生活安全部少年育成課課長代理(少年育成担当)

東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 7 月 23 日 16 福子育第 3 6 2 号福祉局長決定

平成 16 年 8 月 1 日 16 福子育第 6 2 9 号 一部改正

(設置)

第 1 条 ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、生活の安定と向上を図る総合的な自立促進体制を図る「ひとり親家庭自立支援計画」を策定することとし、「東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) ひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 都が実施するひとり親福祉施策
- (5) その他、ひとり親家庭の自立促進に関すること

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員には委員長を置く。
- 3 委員長は、福祉保健局参事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員会は、第 2 条に定める事項について効率的な検討をするため、作業部会を置く。
- 6 作業部会は、別表 2 に掲げる職にある者をもって構成する。

(招集等)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉係に置く。

- 2 委員会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 16 年 7 月 23 日から適用する。

別表1 委員会名簿

	職 名	備 考
委員長	福祉保健局参事〔次世代育成担当〕	
委 員	福祉保健局総務部企画課長	
委 員	福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	
委 員	福祉保健局少子社会対策部副参事〔次世代育成担当〕	
委 員	都市整備局都営住宅経営部経営企画課長	
委 員	産業労働局雇用就業部就業推進課長	
委 員	東京労働局職業安定部職業安定課長	
委 員	特別区ひとり親福祉主管課長代表	依頼先 特別区児童主管課長会
委 員	東京都市ひとり親福祉主管課長代表	依頼先 東京都市生活保護主管課長会
委 員	財団法人東京都母子寡婦福祉協議会会長	
委 員	母子生活支援施設代表	
委 員	東京商工会議所代表	
委 員	学識経験者	

別表2 作業部会名簿

職 名
福祉保健局少子社会対策部副参事〔次世代育成担当〕
福祉保健局総務部企画課企画主査
福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉係長
福祉保健局少子社会対策部育成支援課福祉資金係長
福祉保健局少子社会対策部育成支援課児童手当係長
都市整備局都営住宅経営部経営企画課管理企画係長
産業労働局雇用就業部就業推進課就業調整係長
東京労働局職業安定部職業安定課雇用促進係長
区部母子自立支援員代表
市部母子自立支援員代表
財団法人東京都母子寡婦福祉協議会事務局長

東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会名簿

1 委員会名簿

	職 名	氏 名
委員長	福祉保健局参事〔次世代育成担当〕	清 水 克 則
委 員	福祉保健局総務部企画課長	梶 原 洋
委 員	福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	平 山 英 夫
委 員	福祉保健局少子社会対策部副参事〔次世代育成担当〕	平 倉 秀 夫
委 員	都市整備局都営住宅経営部経営企画課長	今 村 保 雄
委 員	産業労働局雇用就業部就業推進課長	大 隈 俊 弥
委 員	東京労働局職業安定部職業安定課長	井 上 英 明
委 員	中野区子ども家庭部子育て支援担当課長 (特別区ひとり親福祉主管課長代表)	新 井 一 成
委 員	稲城市福祉部生活福祉課長 (東京都市ひとり親福祉主管課長代表)	佐 伯 彰
委 員	財団法人東京都母子寡婦福祉協議会会長	伊 部 美佐子
委 員	葛飾区ふたば荘 施設長(母子生活支援施設代表)	大 澤 正 男
委 員	株式会社モスフードサービス 直営本部 直営統括グループ グループリーダー (東京商工会議所代表)	渡 邊 憲 也
委 員	(有)モアフレンズ ディレクター/キャリア・カウンセラー(学識経験者)	小 澤 佳代子

2 作業部会名簿

	職 名	氏 名
	福祉保健局少子社会対策部副参事〔次世代育成担当〕	平 倉 秀 夫
	福祉保健局総務部企画課企画主査	高 野 祐 子
	福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉係長	松 澤 待 子
	福祉保健局少子社会対策部育成支援課福祉資金係長	宮 地 明 子
	福祉保健局少子社会対策部育成支援課児童手当係長	苫米地 和 典
	都市整備局都営住宅経営部経営企画課管理企画係長	中 谷 みはる
	産業労働局雇用就業部就業推進課就業調整係長	鈴 木 孝 子
	東京労働局職業安定部職業安定課雇用促進係長	原 澤 芳 信
	中野区母子自立支援員(区部母子自立支援員代表)	齋 藤 麗 子
	稲城市母子自立支援員(市部母子自立支援員代表)	奥 村 理 加
	財団法人東京都母子寡婦福祉協議会事務局長	佐 藤 進

次世代育成支援懇談会の開催

開催の目的

次世代育成支援東京都行動計画を策定するにあたって、学識経験者や企業、学校、地域などの都民の方から参考となる意見をいただくため、次世代育成支援懇談会を設置しました。

開催経過と検討事項

	開催日時	懇談内容
第1回	平成16年5月31日(金) 午前9時30分 ～11時30分	次世代育成支援対策推進法の 目的・策定指針を踏まえた フリートーキング
第2回	平成16年7月16日(金) 午後2時～4時	東京の子育て家庭や子どもを めぐる状況について
第3回	平成16年12月1日(水) 午前10時～12時	計画骨子について
第4回	平成17年3月18日(金) 午後6時～8時	計画素案について

次世代育成支援懇談会設置要綱

平成16年5月27日
16福字第145号
福祉局長決定

(趣旨)

第1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条の規定に基づき、東京都地域行動計画策定に当たって、参考となる意見を都民から聴取するため、次世代育成支援懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 懇談会は、次の事項を検討する。

- (1) 地域行動計画の内容に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(懇談会の構成)

第3 懇談会は、学識経験者並びに企業、学校及び地域活動団体の関係者並びに公募都民等、10名以内の委員で構成する。

- 2 懇談会に会長1名を置く。
- 3 会長は委員の互選により選任する。

(委員の委嘱等)

第4 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

第6 懇談会は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、第3に定める者のほか、必要があると認めるときは、関係者等を参考人として招致することができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課において行う。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

次世代育成支援懇談会委員名簿

区 分		氏 名	現 職
学識経験者	会長	かしわ め れい ほう 柏 女 霊 峰	淑徳大学社会学部教授
		いけ もと み か 池 本 美 香	(株)日本総合研究所調査部主任研究員
企 業		おお たけ み き 大 竹 美 喜	アメリカンファミリー生命保険会社最高顧問
		た なか つね まさ 田 中 常 雅	醍醐建設(株)代表取締役社長
学校関係		わか つき ひで お 若 月 秀 夫	品川区教育長
		こ やま よう こ 小 山 洋 子	(社)東京都小学校PTA協議会顧問
地域活動		お ざわ ひろ こ 小 澤 浩 子	北区主任児童委員
		だ て とし こ 伊 達 敏 子	NPO法人保育サビ`スひまわりママ理事長
都民公募		たて の み か 立 野 美 香	主 婦
		まつ だ たえ こ 松 田 妙 子	主 婦

次世代育成支援東京都行動計画

平成17年4月

印刷物規格表 第2類

印刷番号()

刊行物番号

編集・発行 / 東京都福祉保健局 少子社会対策部 計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-4115 (ダイヤルイン)

印刷 /